

「志願前相談」実施要項

担当：高等部 入試係

1 目的

- (1) 対象生徒及びその保護者等（以下「生徒」という。）に特別支援学校の教育内容等を理解してもらい、希望進路の意思確認をする。
- (2) 生徒等が実態に応じた教育環境の下で学習ができるように、障害の状態を把握し、適切な進路選択ができるよう助言を行う。

2 実施について

(1) 実施期間

- ① 令和 8 年 9 月 14 日（月）～9 月 18 日（金）
- ② 令和 8 年 9 月 24 日（木）～9 月 25 日（金）
- ③ 令和 8 年 9 月 28 日（月）～10 月 2 日（金）

(2) 実施時間

- ① 9:50～10:20
- ② 10:50～11:20
- ③ 13:20～13:50
- ④ 14:10～14:40

※上記日程のいずれも参加が困難な場合は個別に調整いたします。ご相談ください。

(3) 場所

本校 教育相談室（1 階）

3 対象者（県の規定）

以下(1)(2)の要件を満たす中学 3 年生と、その保護者。※担任の同伴も可。

(1) 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する「肢体不自由」の主障害が概ね中度から重度に該当する者。

■学校教育法施行令第 22 条の 3 「肢体不自由」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能または困難な程度のもの。2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。 |
|---|

(2) 身体障害者手帳を所持している者。

(3) 特記

- ① 対象者でも証明書類がなければ、志願前相談、募集要項説明会、願書受付等ができない。
- ② 「身体障害者手帳」及び「療育手帳等」の更新手続きが必要な場合には予め完了しておくものとする。出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願資格として認められない。
- ③ 「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合は、各専門医の診断書（障害の程度が証明可能なもの）を提出する。＊出願前に診断書の内容を予め本校に伝え、受験の対象となるか確認をとる。

4 通学区

本校通学区域内の中学3年生であること

○宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、※那覇市

※那覇市〔那覇市立安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石嶺及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立泊小学校区域に限る。）に限る。〕

5 「志願前相談」の主な内容

(1) 面談及び相談

- ① 本校対象生徒であるかの確認
- ② 「県立特別支援学校高等部（知的）志願前相談チェックリスト」の提出及び各項目の確認
(別添参照)

(2) 質疑応答

6 当日持参するもの

(1) 身体障害者手帳（その他、所持している障害者手帳（療育手帳等）があればご持参ください）

※各種手帳を本校でコピーし、保管させていただきます。

(2) 「県立特別支援学校高等部（知的）志願前相談チェックリスト」※本校で保管

※上記チェックリスト様式は令和8年5月28日付で県立学校教育課特別支援教室から各市町村中学校宛に送信されているメールの添付資料を各自ダウンロードの上、印刷してください。

※上記チェックリストは中学校側から説明を受け、本人、保護者が内を確認及びチェックしたものをご持参ください。

(3) 上履きやスリッパ

(4) 飲み物、マスクなど、各自必要なもの。

7 申込み

別添の様式に必要事項を記載し、申込む。

(1) 本校中学部生

申込様式「**本校中学部用 高等部入学志願前相談申込書**」に必要事項を記載し、中学部担任が本件担当者（高等部：上運天、玉寄）に提出する。

(2) 他校生

申込様式「**高等部入学志願前相談申込書**」に必要事項を記載し、**FAXで申し込む**。

(3) 申込メ切

令和8年9月2日（水）17時メ切

※決定した日時は9月9日（水）に通知予定。

■ 「志願前相談」に関するお問い合わせ ■

沖縄県立鏡が丘特別支援学校 高等部 入試係

担当：上運天匡、玉寄久乃

電話：098-877-4940 FAX：098-877-9958